

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安芸高田市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）に広告掲載を行うことについて、安芸高田市広告掲載事業実施要綱（平成19年安芸高田市告示第253号。以下「要綱」という。）に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(広告の掲載)

第2条 図書館に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）に広告を掲出する者（以下「スポンサー」という。）は、広告を掲出する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入するものとする。

2 教育長は、納入する雑誌の最新号のカバーの表面及び裏面にスポンサーが作成した広告を掲出する。

(広告の基準)

第3条 安芸高田市広告掲載基準（平成19年安芸高田市告示第254号。以下「基準告示」という。）第3条各号のいずれかに該当する広告は、広告を掲載しない。

2 広告の掲出中において、基準告示第3条各号に該当した場合は、広告の掲出を取消することができる。

(掲出の規格及び位置)

第4条 雑誌カバーの表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm及び横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 雑誌カバーの裏面については、片面印刷ものとし、雑誌面の大きさを上回らない広告をスポンサーが作成する。

3 雑誌が配架される雑誌架は、教育長が指定する。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の途中で申し込みがあった場合は、教育長が表示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 期間満了の3月前までに、スポンサーから解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(掲出の申込)

第6条 スポンサーを希望する者（以下「スポンサー希望者」という。）は、安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、教育長に申し込まなければならない。

2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等（業種がわかるもの）

(掲出の決定)

第7条 教育長は、前条により申込みを受けたときは、スポンサーの可否を決定し、スポンサー希望者に雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）又は雑誌スポンサー否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(掲出内容の変更)

第8条 前条の広告の掲出の決定を受けたスポンサーは、申込みをした内容を変更する場合には、広告内容変更申込書（様式第4号）に新たに掲出する広告案を添えて、

申し込まなければならない。

- 2 前項の変更は、掲出を始めた日から2月を経過するまでの間、これを変更することができない。

(掲載内容変更の決定)

第9条 教育長は、前条第1項の規定により申込みを受けたときは、掲載内容の変更の可否を決定し、スポンサーに広告内容変更決定通知書(様式第5号)又は広告内容変更否決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(協定書の締結)

第10条 教育長は、第7条の規定により掲載の決定を受けたスポンサーと雑誌カバーの広告掲載について、協定書を締結するものとする。

- 2 前項の協定書を締結した場合において、スポンサーが本要領及び前項の協定書に従わないとき又はスポンサーから解除の申出があったときは、これを解除するものとする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第11条 スポンサーが提供した雑誌が休刊した場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第12条 スポンサーが提供する雑誌の購入代金の支払は、教育長が指定する雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

- 2 支払は、当該年度分を一括前払いとする。
- 3 価格変動により雑誌購入代金の過不足が生じた場合は、スポンサーが年度末に精算することとする。
- 4 振込み手数料等支払に必要な経費は、スポンサーの負担とする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサーが提供した雑誌は、安芸高田市教育委員会に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、雑誌カバーに広告掲載を行うことに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成27年2月1日 教育委員会告示第1号)

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

安芸高田市教育委員会教育長 様

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

申込者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

印

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第6条の規定に基づき、雑誌スポンサーを申し込みます。

1、提供する雑誌及び提供先図書館

雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 八千代 <input type="checkbox"/> 美土里 <input type="checkbox"/> 高宮 <input type="checkbox"/> 甲田 <input type="checkbox"/> 向原

(※ 刊行の形態及び提供先図書館については、該当するものを☑してください。)

2、スポンサー期間

年 月 日から 年 月 日まで

3、掲示する広告案

別紙広告案のとおり

4、担当者連絡先

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

㊟

雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった雑誌スポンサーについて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 スポンサー雑誌及び受入れ図書館
- 2 スポンサー期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 雑誌を納入する業者（書店等）
- 4 掲示する広告
別紙のとおり

（注）

- 1 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他寄贈された雑誌の取扱いについては、教育長に一任いただきますよう、あらかじめご了承ください。
- 2 提示する広告物は、掲示した日から2月間は変更することができません。広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ新たに掲示する広告物について承認を受けてください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

⑩

スポンサー否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった雑誌スポンサーについては、スポンサー
としないことに決定したので通知します。

否決定の理由

（

）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

安芸高田市教育委員会教育長 様

申込者	所在地 名称 代表者氏名 電話番号	印
-----	----------------------------	---

広告内容変更申込書

安芸高田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定に基づき、雑誌カバーの広告物を変更したいので、次のとおり申込みます。

- 1 広告案 別紙のとおり
- 2 担当者連絡先

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

印

広告内容変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告内容について、次のとおり決定したので通知します。

1 変更を決定する広告 別紙のとおり

2 広告を変更する日

年 月 日

(注)

- 1 提示する広告物は、掲示した日から2月間は変更することができません。広告物を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告物について承認を受けてください。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

安芸高田市教育委員会教育長

⑩

広告内容変更否決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告内容について、変更が認められませんでしたので通知します。

変更が認められない理由

（

）

様式第 7 号（第 9 条関係）

協 定 書

安芸高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と （以
下「スポンサー」という。） は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり協定を締結す
る。

記

（寄贈雑誌）

第1条 教育委員会は、スポンサーから「 _____
の雑誌の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 教育委員会は、スポンサーから提供を受けた雑誌にカバーを掛けて、当該雑
誌カバーの表面にスポンサー名を表示し、当該雑誌カバーの裏面にスポンサーの広
告を掲出する。

（寄贈の期間）

第3条 スポンサーが教育委員会に対して寄贈する期間は、原則として教育長が表示
を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前
までに、書面による解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものと
し、その後も同様とする。

（雑誌が休刊した場合の措置）

第4条 スポンサーが提供した雑誌が休刊した場合は、教育長と協議の上、別の雑誌
に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

- 第5条 スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内
容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを教育委員会に対し保障する
ものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、
スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第6条 本協定書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、教育委員会及びス
ポンサーが誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定書は2通作成し、安芸高田市及びスポンサーが署名捺印の上、各 1 通を保管
するものとする。

平成 年 月 日

住 所 安芸高田市吉田町吉田761
安芸高田市教育委員会
教育長

⑩

住 所
会社名
役 職
氏 名

⑩